

応急借上げ住宅にみる被災者の

応急救助と 生活再建



東 日本大震災では、民間賃貸住宅を活用した「まなし仮設住宅」が約6万8,000戸活用され、被災者救助と生活再建の基盤を作る重要な位置づけとなりました。将来起こるであろう大規模な災害に向けて、行政はどのように考え、準備を行っているのか、内閣府で防災を担当される、日原政策統括官にお話を伺いました。

内閣府(防災担当)政策統括官

日原洋文

Hirofumi Hihara

1980年(昭55年)東大法卒、
旧建設省へ。
12年国交省建設流通政策審議官。
内閣府政策統括官(現職)

聞き手 本日はご公務ご多用のなか、単独インタビューのお時間を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは早速ですが、内閣府(防災担当)が主催される「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」の設立趣旨についてお伺い致します。

統括官 はじめに、ちんたい協会の皆様におかれましては、東日本大震災における応急借上げ住宅(民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅)の提供をはじめ、寄付金や物資の贈呈につきまして、ご尽力を頂きましたことに深く感謝申し上げます。おかげさまで、応急建設住宅(災害発生後に緊急に建設して供与する応急仮設住宅)を約2万世帯上回る、約6万8千世帯の被災者の方々の住まいを確保することができます。この実績は、「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」においても参考とさせて顶いております。さて、発災直後の被災者への対応というのは防災行政の大好きなテーマでございますが、例えば炊出しは厚生労働省、住まいの確保は国土交通省など、その対応は各省委にまたがっておりました。

聞き手/稻本昭二(ちんたい協会・本部事務局長)

「安心ちんたい検索サイト」は、東日本大震災では関係省庁や自治体の方々にもご活用頂きました。現在では、被災者のみならず、高齢者等の住宅確保にお困りの方に、も対象を広げておりますので、引

聞き手 当会が運営しております
害時においても大きな役割を担う
ことになりますので、今後も継
続・拡大に取り組んでいただくな
とを期待しております。

大規模災害時の建物被害予想

● 今後発災が想定される巨大災害

	建物被害（全壊・焼失）	備考
南海トラフ巨大地震 ≈1	約 2,382,000 棟	東海地方が大きく被災するケース（地震動ケース（陸側）、津波ケース（ケース1）、冬、夕、風速 8 m/s）
首都直下地震 ≈2	約 610,000 棟	都心南部直下地震 Mw 7.3、冬夕、風速 8 m/s

● 東日本大震災時の状況



被災者台帳の掲載・記録項目

1 災害対策基本法第80条の3

- ① 氏名 ② 生年月日
 - ③ 性別 ④ 住所又は居所
 - ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - ⑥ 援護の実施の状況
 - ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、
内閣府令で定める事項

3 災害対策基本法施行規則第8条の5

- ①電話番号その他の連絡先 ②世帯の構成
 - ③羅易証明書の交付の状況
 - ④市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - ⑤前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ⑥被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実態に鑑み市町村長が必要と認める事項

方々には、応急借上げ住宅の入居者管理を担つて頂いておりますが、細かい状況も把握して頂いて、自治体と情報共有をして頂けるとより一層助かります。

聞き手 そうした入居者情報の共有の他に、家主団体である当会に期待されるることはありますか？

統括官 被災者の住まいを確保する上で、提供までの時間や費用面を考えますと、民間賃貸住宅の活用は大きな柱となるというのが検討会での大多数の意見です。その上で必要とされているのが、空き室情報の提供でございます。ちんたい協会では45万戸以上の民間賃貸住宅の空き室情報を公開しているサイトを運営されていると伺つ

聞き手 東日本大震災で大きな成果をもたらした応急借上げ住宅については、どのような議論がなされているのですか？

統括官 応急借上げ住宅では、被災者に自らお部屋を探して頂くのが、自治体によるマッチングにかかるのかなど、いくつかの検討項目がございます。高齢者や障がい者など、ご自身で部屋を探すのが困難な方には、自治体によるマッチングが必要となりますので、一概にどちらが良いとは言い切れません。被災者の状況に応じて、対象を分類することも必要だと考えます。また、入居期間が終了した段階で、スマーズに恒久住宅へ移行するか、大家さんから「引き続き住んで頂くことができるのか」という問題意識を我々も持っております。借上げ終了後に家賃を払えるかどうか、現物給付と現金給付の併用など、多様な視点から議論をする必要がございます。

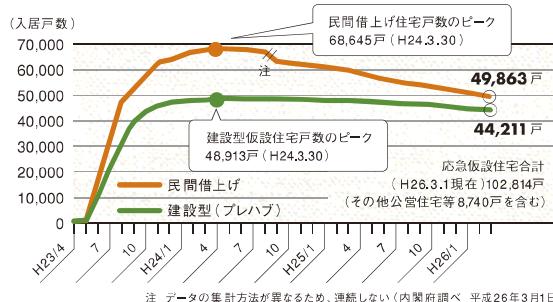
ております。そのため、委員から
は現金給付ではなく住まいのみに
支払いを限定したバウチャー制度
やクーポンを活用するという意見

提供する手段として
被災者台帳を
用意しておくることは
非常に重要な
事となります。



被災者に 情報を

東日本大震災における応急仮設住宅の推移（入居）



統括官 災害対策基本法の一部改正によって、平成25年10月から市町村による「被災者台帳」の作成が可能となりました。これは、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約することにより、被災者支援において支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施できるようになるものです。具体的には、法令に位置付けることで、個人情報を保護条例上の「目的外使用」を行えるようになり、行政としては各部署が所有する被災者支援に関する情報を持ち合わせることができます。これにより時間やコストを軽減し、迅速な被災者支援ができるようになっております。

聞き手 東日本大震災のよう、全国に被災者の方々が避難されるケースでは情報の管理・伝達方法などが課題とされていますが、課題解決に向けてとても有効な手段ですね。被災者に情報提供する手段については、被災者支援の大好きな課題でございましたので、このような観点からも被災者台帳を作成することはとても重要になります。大規模災害となると、他県など広範囲に被災者が点在しますので、「地元は今こういう状況になっていますよ」「何か困っていますか」といった情報交換を密に行わなければなりません。大家さんや管理会社の

き続き、家主をはじめ大手賃貸住宅検索サイト等の方々にご協力を頂き、空き室情報の拡大に努めています。それでは最後に、検討会の今後の予定についてご教示ください。

がござりますが、一方で制度の「根幹」については法改正なども視野に入れつつ、じっくりと時間をかけて進めなければなりません。地震大国であり、豪雨や豪雪、竜巻等による被害も頻発する我が国において、どこでも誰でも被災者になる可能性があることを考えますと、検討会の議論を通じて国民の皆様に対し、被災者支援の課題は何かということを理解して頂くことも重要なことです。**聞き手**　当会としましても、本誌等を通して周知活動に努めて参りたいと存します。本日は「公務」ご利用にもかかわらず、お時間を頂きまして誠にありがとうございました。

んで頂いていいですよ」と言つて頂けるかどうかという問題もござります。こうしたことも含めて、生活再建に向けてどのようにつなげていくのか、大家さん側にもこじ

また、被災者の状況を的確に把握できることともに、支援漏れの防止にもつながります。被災者にとっても、各種支援の申込み時に罹災証明書の添付を不要とすることができる